

愛媛大学工業会東京支部会則 2016年10月改訂

- 第1条（名称）本支部会は「愛媛大学工業会東京支部」と称する。（以下本支部という）
- 第2条（構成員）本支部は愛媛大学工業会会則第4条に基づき設置するもので、首都圏在住の愛媛大学工業会会員（正および特別会員）を以って組織する。
- 第3条（目的）本支部は会員相互の親睦を図り、母校の発展を援助し且つ協力する事を目的とする。
- 第4条（事業）本支部は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- （ア）愛媛大学工業会事業に対する協力、支援
 - （イ）支部総会の開催
 - （ウ）会員のための適切な行事
- 第5条（役員）本支部に次の役員を置く。その他に若干名の学科幹事、顧問などを置くことが出来る。
- （ア）支部長、副支部長 各1名
 - （イ）総務幹事、学科幹事、顧問 若干名（顧問は工業会会員でなくても良い）
 - （ウ）会計幹事、監査役 各1名以上
- 第6条（運営）役員会は役員をもって構成し、次の事項を行う。
- （ア）運営上の決議ならびに報告
 - （イ）学科幹事ならびに顧問の委嘱
 - （ウ）その他運営上必要とする事項の決定
- 第7条（役員を選出）役員は会員の総意により選出する。
- （ア）支部長は役員会で推薦し、支部総会で選任する。
 - （イ）その他の役員は支部長が推薦し、支部総会で承認する。
 - （ウ）期の途中で役員の追加・変更をする場合には支部長が推薦し、役員会で承認することができ、次の総会で了承を得る。
- 第8条（役員の任期）役員の任期は選任された総会后2年間とし、当該年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 第9条（総会）本支部の総会は年1回とし、支部長が召集する。
- 第10条（役員会）役員会は、適宜支部長が招集する。
- 第11条（会費）本支部運営のため、年会費（2,000円）を会員より徴収する。
（特例として、80歳以上相当の会員からの年会費の支払いは免除する。詳細は、徴収の告知時に通知する。）
- 第12条（改正）本支部会則の変更は役員会に計り、過半数の同意を得て支部総会に提案し承認される。
- 第13条（所在地）本支部の住所は会員に対しては支部長宅とする。ただし、金融機関への代表窓口は会計幹事とし、金融機関への届け出上の支部住所は会計幹事宅とする。

【附則】

1. 本会則は平成26年4月1日から適用する。
2. 役員名簿を表1に示す。

表 1.役員名簿（2016 年 10 月 30 日総会での変更承認時点）

役職	氏名	郵便番号	住所
支部長	鳥海 基忠		
会計幹事	植木 正一		
会計幹事	松本 俊一		
総務幹事	山本 遼		
会計監査	片岡 正次郎		
顧問	菊池 満孝		
顧問	横田 勝		

3. 附則 2 の役員名簿は、随時変更を行う。名簿情報のうち氏名、役職、学科、卒年は会員と共有するが、住所、電話などの情報は、必要時に必要な会員または外部に提供する。
4. 第 13 条（所在地）にあるように金融機関に対する代表窓口は会計幹事とし、届け出住所は会計幹事宅とする。従って、当支部のゆうちょ銀行郵便振替口座管理については、表 1 に記載の会計幹事が行う。
5. 本支部の設立年月日について：少なくとも平成 7 年以前に発足しており、平成 7 年以降の運営記録を保管している。

2016 年 11 月 1 日

この会則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表者 愛媛大学工業会東京支部長 鳥海基忠 印

※ホームページ掲載にあたって、一部情報は削除しています。

※支部口座をゆうちょ銀行に設けるにあたって会則文言を一部変更しています。2017 年の支部総会で再度承認を受ける予定です。